

森林吸収源・生物多様性保全検討会 議事録

一般社団法人フォレストック協会

1 日時：平成 29 年 1 月 24 日（火）10：00～12：00

2 場所：フォレストック協会セミナールーム

3 出席委員：

速水 亨 速水林業 代表（座長）

小野寺 浩 鹿児島大学 客員教授

白石 則彦 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

魚住 隆太 魚住サステナビリティ研究所 代表

河内 清高 （オブザーバー参加）林野庁森林整備部森林利用課 課長補佐

今回の検討会において検討いただいた事項

1. フォレストック協会オリジナルプログラム（主に中小企業及び個人向け）の新設

・クレジット販売ではなく参加費型、カード決済導入、パートナー制度導入を予定しております。

➤フォレストック認定制度において認定森林のクレジット販売収入の使途に制限はあるのか。

・制度規約上及び制度趣旨上、認定森林の整備又は経営管理業務に充てていただくこととなっている。認定期間中毎年森林状況のモニタリングがあり森林施業及び整備状況がチェックされることに加え森林整備保全の意欲ある認定取得者であることから当然にクレジット販売収入が当該森林整備維持費用に充当されることとなっており、具体的な使途を証明する領収書の提出は求めている。

➤今、多くの国民が森林保全に興味があると思われる。森林への出資はやぶさかではないと思われる、里山保全については認定森林をどうするかにかかっていると思われる。

・ご意見を踏まえて、進めて行きます。

➤日本における CO2 クレジット市場および普及の低迷は想定外だが、世界的な政策的及び大企業の潮流は地球温暖化対策や森林保護に向けて取り組みが進んでおり、日本が遅れている印象である。企業へのアプローチ方法の拡大やフォレストックの認知拡大に向けての取り組みは進めるべきだと思う。

・ご意見を踏まえて、進めて行きます。

2. 販売委託型の選択を希望する認定取得者のクレジット販売への関与努力等に応じた契約条件等変更、販売委託受託終了等検討

・フォレストック認定制度では他制度と異なり認定取得者にクレジット販売を任せるだけでなく弊協会に販売委託できる制度となっており、大半の認定取得者が販売委託を選択しているが、その結果認定取得者の当事者意識の低下や告知販売努力を行わない認定取得者も過去にあったことなどから、制度及びクレジットの普及拡大のためには販売委託型契約の選択制受託や契約条件変更等を通じて認定取得者の意識改革を促すことが必要と考えております。
➤今までの3つの契約手法（自己販売型、非販売型、販売委託型）から、だいぶ大きな変化と思われるが。

・これまで、原則として認定取得者の希望があれば特段の制限なくクレジットの販売委託を受託してきたが、認定取得者自らが森林整備の副産物としてのクレジット販売を行っていくという意識の向上が今後のクレジット販売の拡大に必須であり、既に率先して行っている認定取得者も多数あることから認定取得者の理解は得られるものと考えております。

➤そうすると売れない森林が出てくるのでは。

・従前より企業がクレジット購入を通じ社会環境貢献を行う際には認定森林の中からクレジット購入先を自ら選定する制度となっており、認定森林の立地や森林状況に加え認定取得者の対応等々によりクレジット販売量には差があります。今後、認定取得者の努力がより一層クレジット販売量や支援先企業数の差につながるものが想定されますが、各認定森林の森林整備保全レベルのより一層の向上やクレジット購入企業の拡大等につながるなどから制度のより一層の普及拡大につながるものと考えております。

➤既存の認定森林において、制度を変えていく中で、企業との付き合いの仕方を理解していただき、意識を変えてもらうことが必要と考えられる。

・実際には、劇的にドラスティックに変えてもらうつもりは無く、明確に意識改革と当事者意識をもってもらい、我々の制度である前に「あなたのための制度」と理解いただき、進めたい。

➤新たな対応は、初めて認定を取得しようとしている森林所有者に厳しくみえるのでは。

・当初より持続的な森林整備保全に加え生物多様性保全に取り組んでいる森林所有・事業者を認定対象としており、また森林整備保全の環境的副産物を木材生産に加え新たな製品化し販売をしていくという制度趣旨を理解いただける先であれば問題なく対応頂けるものと考えております。

3. ユネスコに代わる新たな提携パートナー模索（WWF等）

・フォレストックの知名度向上及び購入メリット創造のため、ユネスコに代わる提携パートナーとして生物多様性と親和性の高い世界自然保護基金（WWF）などを検討いたします。

➤パートナーの役割は。シンポジウムとか開催すると協賛とかあるが。

・認知度の高いNGO等との連携提携を通じ、クレジット購入企業における購入動機及び理由を強化することでクレジット販売量及び販売先の拡大に加え、フォレストック認定制度の認知普及拡大を目的としておりました。シンポジウム協賛等の取組は別途ありますが、提携パ

トナーの考え方は制度趣旨及び目的が近似または類似しており、双方において定型連携を制度の認知拡大や普及拡大につながる仕組みや関係を構築することが目的です。

➤WWFは、本部がインターナショナルであり国内においても厳格な制度運営を行っており定型連携には時間がかかることが考えられる。

➤WWF Japanは森林認証制度であるFSCの日本における事務局を従前行っていたこともあり、森林整備保全に対する意識は高いと思うが、WWFのイメージや発信メッセージ内容に引っ張られる可能性もあり検討するに際しては留意されたい。

・他の団体は、何かありますでしょうか。

➤日本で森林整備保全活動を行っている団体としては、日本野鳥の会と日本自然保護協会とWWFの3つが代表的組織だが中でもパンダのマークのWWFに認知度が高いと思う。

また、林野庁関係では緑の羽根の国土緑化推進機構に力を入れており一定以上の認知はされているものとするし話をしてみてもいいかと思う。

・ご意見を踏まえ、模索してまいります。

4. 認定期間の5年からの延長

・認定取得者の費用負担軽減、販売可能期間延長を目的とします。

森林の管理施業が50年以上の長伐期施業にて森林管理されている現状を鑑みると、フォレストストック認定制度における現行の5年間という認定期間はいかにも短いと考えられることから、森林経営計画及び森林認証制度が5年間毎であることを鑑み10年とすることを提案いたします。

➤5年は確かに短い。森林経営計画も5年では矛盾がある。年次監査的なものはあるか。

・認定取得後毎年、森林認証機関による定時モニタリングを実施しています。

➤それでは、10年でも良いと考えられる。

➤10年では、成長量に関して齢級的な問題は発生しないか。

➤それに関しては、近年の学術的な知見では、高齢級の森林であっても適正な管理がなされていれば、成長量の低下が緩やかになっていると言われている。また、認定取得できるレベルの森林においては樹種樹齢構成も一定のバランスで構成されていると考えられ大きな影響はないものと思われる。

・ご意見を踏まえ、規定集等の改正を検討して参りたい。

5. 認定面積の認定期間中の増減対応

・フォレストストック認定制度では、認定基準の継続的な維持及びクレジット量に変化が生じないようにすること等を目的として認定期間中の認定森林面積の増減に対しては事前の報告に加え臨時モニタリング実施等厳格な対応を取っております。

実際の森林所有・施業においては様々な場合で森林の所有や認定対象面積の増減が発生する場合があります、この点を懸念し認定取得を断念するケースや認定取得後の手続きや費用の負担発生等による認定中途終了の事例があり、認定取得者及び希望者からの認定基準及び手続きの緩和要請が多くあり修正を検討したいと考えております。

➤一割程度とあるが、限定的にするのか。

・今後森林認証機関等との打ち合わせを含め弊協会内で検討予定ですが、本検討会におきましては例えば10%前後の増減の場合の対応としてご議論ください。

➤森林認証では、リソースマネージャーの判断で、変更しても良いとなっている。一年たった時に報告するとなっている。

➤（減少の場合、）CO2量がどの程度減るか把握していれば良いのでは。企業との契約量を許容しておりクレジット在庫量の範囲内であれば認定森林面積の減少を許諾しても良いのではないか。

・具体的な基準等の変更は検討が必要ですが、ご指摘いただいたクレジット量の販売に与える影響を考えて検討を進めさせていただきたい。

その他

オブザーバーより、クレジットの企業向け販売際での検討内容や議論はJ-クレジット制度の運営に携わる立場としても非常に興味深く拝聴した。貴協会のオリジナルプログラムの新設の場合を含めクレジット販売対象先が企業なのか個人なのかで仕組みを変えていく必要があると感じられた、とのコメントを頂きました。

弊協会ではこのたびの森林吸収源・生物多様性保全検討会でのご議論ご意見を踏まえ、議題を中心に本制度の普及認知拡大、クレジット販売量販売先拡大、認定制度関係者各社の利便性向上等々を引き続き推進してまいります。

以 上